

本年9月に長期給付に係る保険料率^{※1}が引き上げられます

| 区分 | | 平成28年9月～ | (単位千分率) |
|-----------------|--|----------|----------|
| 保険料率(総報酬ベース)① | | 176.32 | 平成29年9月～ |
| 保組 保険料 員率 | 標準報酬の月額及び 標準賞与額に対する割合 (①×50／100) | 88.16 | 179.86 |
| | | | 89.93 |

平成16年10月から、長期給付に係る保険料率は、地方公務員と国家公務員を合わせた公務員年金制度として計算されており、平成21年9月からは、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の保険料率についても1本化されています。

保険料率は、毎年3.54／1000ずつ引き上げられ、平成27年10月に行われた被用者年金制度の一元化以降は1・2階部分の保険料率として、平成30年に厚生年金の上限である183／1000で統一されます。

※1 掛金の率と負担金の率を合わせた率。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307